

国立大学法人高知大学廃水処理実施要項

平成16年4月1日
規則第119号

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人高知大学廃水等処理規則第6条及び第7条の規定に基づき、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）における廃水及び薬品廃棄物（以下「廃水等」という。）の処理の実施に関し必要な事項を定める。

(廃水等処理の管理)

第2条 廃水等処理管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、廃水等処理の管理に関し、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 廃水処理施設における処理基準
- (2) 排水管等に堆積するスラッジの処理基準
- (3) 排水の検査又は分析に関する基準

2 管理責任者は、廃水等の処理に係る事故又は過失が生じたときの措置を定めるとともに、学内外の連絡体制を整備するものとする。

3 廃水等処理責任者は、当該教室等で廃水等の処理に係る事故又は過失が発生したときは、必要な措置を講じるとともに、速やかに管理責任者に報告するものとする。

(排水系統の区分)

第3条 本学の排水系統を、実験排水（実験室、実習室等）と生活排水（教員研究室、事務室、病室、洗面所等）の2系統に区分する。

2 本学が排出する薬品廃棄物は、第4条に規定するものを除き、実験排水系の流しに放流するものとする。

(有害薬品廃棄物の処理)

第4条 薬品廃棄物のうち特に有害なものについては、別表に掲げる要領により、別途に処理するものとする。

2 管理責任者は、本学が排出する有害薬品廃棄物の排出量等の概要の把握に努めるとともに、それをもとに作成した処理計画書に基づき、廃棄薬品の類別ごとに、搬出の日時及び場所を指示するものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

群	類	保管容器	運搬	処分	備考
第Ⅰ群	第1類（水銀及び水銀化合物）	指定のポリ容器	各教室等の担当者が指定された日に指定された場所に搬入する。	処理業者が処分する。	個体は液体と区別し、広口瓶、ポリ容器等に保管する。 保管容器には、教室名等及び内容を明示したプラスチック札をつける。
	第2類（水銀を除く重金属及び砒素化合物） （例） カドミウム、鉛、クロム、砒素、銅、亜鉛、鉄、マンガン、オスミウム等及びこれらの化合物 （注） 写真定着液及びクロム硫酸を除く。	指定のポリ容器			
	第3類（シアン化合物） （例） シアン塩を次亜塩素酸ナトリウムで処理した液及びその他の無機シアン化合物	指定のポリ容器 （注） 絶対に酸性にしないこと。			
	第4類（クロム硫酸） （注） クロム硫酸は、やむを得ない場合を除き、使用しないこととする。	指定のポリ容器			
第Ⅱ群（有機溶媒及び油類）	第1類（可燃性） （例） アルコール、アセトン、エーテル、ベンゼン、キシレン、機械油、食用油等	指定のポリ容器	各教室等の担当者が指定された日に有機廃液庫へ搬入する。		
	第2類（難燃性） （例） クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン等	指定のポリ容器			
第Ⅲ群（写真定着液）		指定のポリ容器	有機廃液庫		
第Ⅳ群（酸及びアルカリ）	第1類（酸）			希釈後、アルカリ性水溶液中で中和し、多量の水とともに実験排水系の流しに放流する。	放流前に、必ず中和（PH6～8）を確認する。

	第2類（アルカリ性水溶液）			希釈後、酸性水溶液で中和し、多量の水とともに実験排水系の流しに放流する。
第V群（水と激しく反応する物質）	（例） 金属ナトリウム、塩化チオニル、五塩化リン等			金属ナトリウムは、少量ずつアルコールに加え、完全に溶けてから水で希釈し、実験排水系の流しに放流する。 塩化チオニル及び五塩化リンは、多量の水に徐々に加えて分解し、実験排水系の流しに放流する。
第VI群	上記分類のいずれにも該当しない有害物質及び爆発物等で、個別処理を必要とするもの。 （例） ピクリン酸、塩素酸塩、有機過酸化物等	（注） 他と区別し、薬品名を明示して貯留する。		廃水等処理責任者が管理責任者に報告し、その指示により処分する。

（注） 放射性同位元素を含む薬品廃棄物の廃棄は、別に定めるところによる。